

加算に係る掲示について

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書】

- ・ 領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行しています
発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

【一般名称での処方】

- ・ 後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

【情報通信機器を用いた診療】

- ・ 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬の処方はできかねます。

【医療DX 推進体制整備加算・在宅医療DX 情報活用加算】

- ・ オンライン請求を行っております。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示行っています。
- ・ 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。

厚労省ポスター<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>

【協力対象施設入所者入院加算・介護保険施設等連携往診加算】

- ・ 下記、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応するため、きめ細やかな連携体制をとっています。

- ・ 連携機関(50 音順)

特別養護老人ホーム あいの郷
特別養護老人ホーム 厚田みよし園
特別養護老人ホーム しのろ三清荘
特別養護老人ホーム 福寿園

【生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)】

- ・ 患者さまの状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能です。

後発医薬品使用体制加算に関する院内掲示

～当院は後発薬品使用体制加算を算定しております～

～ お く す り ～

_____ さま 1日 回 日分

後発医薬品とは？

後発医薬品(ジェネリック医薬品とも呼ばれます。)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

- ★ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応が出来る体制を整えております。
- ★ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際には患者様にご説明いたします。

